○総務省令第三号

財務省令第

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第二項第五号及び第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則に次の二条を加える。

（相手国等の租税の徴収の共助）

第十七条　法第十一条第二項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第十一条第一項に規定する共助対象者の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）

二　法第十一条第一項に規定する共助対象外国租税を特定する事項

三　その他必要な事項

2　法第十一条第二項の共助実施決定通知書の様式及び作成の方法は、別紙書式に定めるところによる。

3　国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十一条及び第十六条第一項並びに国税徴収法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十一号）（第二条第二項を除く。）の規定は、法第十一条第四項において国税通則法及び国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の規定を準用する場合並びに令第七条第一項において国税通則法施行令及び国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、国税通則法施行規則第十六条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同項の表中「納付通知書」とあるのは「提供通知書」と、「納付催告書」とあるのは「提供催告書」と、「納付受託証書」とあるのは「任意提供受託証書」と、国税徴収法施行規則第三条第一項中「定めるところによる」とあるのは「所要の調整を加えたものによる」と、同条第二項中「の納付受託証書」とあるのは「の任意提供受託証書」と読み替えるものとする。

（送達の共助）

第十八条　国税通則法施行規則第一条第一項及び第二項並びに第一条の二の規定は、法第十一条の三第一項の規定により国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する場合について準用する。

附則の次に別紙書式として次の一書式を加える。

別紙書式

共助実施決定通知書

共助対象者
住　所
氏名又は名称　　殿

年　月　日
国税局長
官氏　名　印

下記の共助の要請に基づき、あなたの下記の共助対象外国租税の｛徴収／徴収のための財産の保全｝をするため、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第11条第１項の規定により共助の実施の決定をします。

共助の要請

租税条約等の名称			左記の租税条約等の相手国等の名称	
共助対象者	住所		徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の別	
	氏名又は名称			

共助対象外国租税

共助対象外国租税の名称	共助対象外国租税の額	備考

備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。
2　通知書を作成するときは、不用の文字を抹消するものとする。
3　居所、事務所又は事業所が用いられている場合には、当該居所、事務所又は事業所を住所欄に記載するものとする。
4　窓付き封筒を用いる場合には、宛先欄は、日本工業規格に適合するように位置及び大きさを定めるものとする。
5　税務署において発行する場合には、この書式中「国税局長」とあるのは、「税務署長」とする。
6　必要があるときは、所要の調整を加えることができる。

附　則

この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。